

# (仮称) 潟東地域コミュニティセンター整備事業に関する 地域と行政との協議における傍聴内規

## 1 趣 旨

この内規は、(仮称) 潟東地域コミュニティセンター整備事業に関する地域と行政との協議(以下、「地域協議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定める。

## 2 傍聴手続き

- ① 地域協議の傍聴を希望するものは、地域協議を開催する会場の受付で傍聴を希望する旨を告げ、傍聴券(別記様式)を受け取る。
- ② 傍聴の受付は先着順で行う。ただし、受付開始の時点で傍聴定員を超えているときは抽選により決定する。なお、傍聴定員は会場の広さなどを勘案しその都度定める。

## 3 傍聴を受け付けない場合

- ① 凶器等、他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- ② のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
- ③ 酒気を帯びている者
- ④ その他地域協議を妨害、又は議事運営に支障となる行為をする恐れがあると認められる者

## 4 遵守事項

- ① 地域協議の開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否の表明をしないこと
- ② 会場において、飲食、喫煙はしないこと
- ③ 事務局の指示に従うこと
- ④ その他地域協議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと

## 5 遵守事項を守らない場合

傍聴者が、上記遵守事項を守らない場合は、庶務担当所属長等がこれを注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じることとする。

## 6 施行期日など

この内規は、平成29年2月13日から施行することとし、(仮称) 潟東地域コミュニティセンターの供用開始日限り、その効力を失う。

別記様式

(仮称) 潟東地域コミュニティセンター整備事業に関する地域と行政との協議 傍聴券

傍聴番号：

平成 年 月 日開催分